

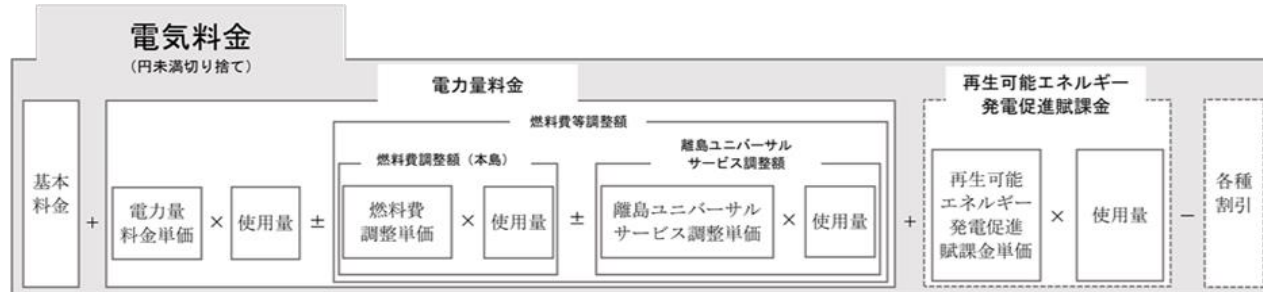
【お客さま各位】

本票に電気需給契約に関する重要事項を記載しております。その他の事項については、標準的な電気供給条件（特別高圧）または要綱の定めるところによります。

標準的な電気供給条件（特別高圧）または要綱の詳細な内容は、当社ホームページでご確認いただけます。（<http://www.okiden.co.jp>）

ご不明な点がございましたら、コールセンターへお問合せください。

【電気料金算出方法イメージ】



※ 燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および制度内容の詳細は、インターネット実績照会サービスおよび当社ホームページ（<http://www.okiden.co.jp>）にてご確認ください。

【料金単価表】標準電圧 20,000 ボルトで供給 (13,800 ボルト含む)

	区 分	単 位	R6年3月31日まで	R6年4月1日から
			料金単価 (円)	料金単価 (円)
基本料金	—	1 kW	2,323.20	2,325.99
電力量料金	平日夏季	1 kWh	31.19	31.43
	平日その他季	〃	29.86	30.10
	休日夏季	〃	28.94	29.18
	休日その他季	〃	27.80	28.04

【料金単価表】標準電圧 60,000 ボルトで供給

	区 分	単 位	R6年3月31日まで	R6年4月1日から
			料金単価 (円)	料金単価 (円)
基本料金	—	1 kW	2,312.20	2,314.99
電力量料金	平日夏季	1 kWh	30.96	31.20
	平日その他季	〃	29.65	29.89
	休日夏季	〃	28.74	28.98
	休日その他季	〃	27.63	27.87

- (注) 1. 「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
 2. 「その他季」とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
 3. 「平日」とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間にいう休日以外の日をいいます。
 4. 「休日」とは、休日扱い日に定める日をいいます。

重要

電気使用お申し込み前にご確認ください

**特別高圧ウィークエンド電力A
ご契約希望のお客さまへ**

【留意事項】（特にご注意いただきたい事項）

- この契約種別については、燃料費調整上限値は設定されておりません。

お問い合わせ先

沖縄電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0276）
 本店所在地：沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

【コールセンター】

電話番号：0120-586-391 IP電話：098-993-7777
 お問い合わせ時間：月～金 8:30～17:00
 （祝日、慰霊の日、旧盆〈旧暦7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉を除く）

【ホームページ】

<http://www.okiden.co.jp>



（沖縄電力ホームページ）

【電気需給契約に関する重要事項】

1. 供給条件の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、標準的な電気供給条件（特別高圧）（以下、「供給条件」といいます。）を変更することがあります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、供給条件を変更いたします。
- (3) 当社は、(1)または(2)により供給条件を変更する場合は、変更内容のみを電子メールの送信または電磁的方法（お客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

2. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - ① 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
 - ② 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 - ③ 当社は、②により需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみを電子メールの送信または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

3. 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして託送供給等約款等（以下、「託送約款等」といいます。）に定める記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

4. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - ① 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ② 契約種別、契約負荷設備、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
- (3) 当社は、(1)①または②の場合は、日割計算により料金を算定いたします。

5. 料金の支払義務および支払期日

支払義務は、検針日（需給契約が消滅した場合は、消滅日）に発生いたします。また、支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

6. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金については、次の方法によって支払っていただきます。
 - ① 口座振替によるお支払い
 - ② 請求書によるお支払い
- (2) 特別高圧臨時電力については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先立って支払っていただきます。

7. 延滞利息

支払期日を経過して料金をお支払の際は、電気料金から延滞利息として、年10%の割合（一日につき約0.03%）を乗じた金額を、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

8. 燃料費調整上限値について

当供給条件メニューをご契約のお客さまについては、燃料費調整上限値は設定されておりません。

9. 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

10. 損害賠償の免責

- (1) 当社が、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限した場合等で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 供給条件に反した場合等によって電気の供給を停止した場合または需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

11. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社（当社が委託した業者含む）は、当社の供給設備または計器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施行、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

12. 需給契約の解約

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめ解約日を予告いたします。

 - ① お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ② お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ③ 供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他供給条件から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ④ 特別高圧電力Bもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Bの場合、特別高圧臨時電力もしくは特別高圧自家発補給電力Bで特別高圧電力Bに準ずる場合または特別高圧予備電力で特別高圧電力Bもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
- (2) 供給条件35（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (3) (1)に該当し、お客さまが解約の前日までにいずれの小売電気事業者とも電気の需給契約を締結されない場合には、当社は、解約日に需給を終了させるための適当な処置を行います。
- (4) お客さまが、供給条件45（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
- (5) お客さまがその他供給条件に反した場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

13. 電気供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当社は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - ① 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ② 供給条件33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

14. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当社は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- (2) (1)の場合には、当社は、料金の割引等を行いません。※2024年4月1日より実施いたします。

15. 需給契約の変更または廃止

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、当社までご連絡をお願いいたします。
- (2) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社までご連絡をお願いいたします。

16. 工事費の負担

- (1) 当社は、当社託送約款等に定めるところにより、お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない当社の設備を新たに施設するときには、工事費負担金が発生する場合があります。
- (2) 当社託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

17. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物またはお客さまの電気工作物に異状もしくは故障がある場合は、すみやかにその旨を当社へ通知をお願いいたします。当社は、ただちに適当な処置をいたします。
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。